

平成22年、Xは子供Aと共にYドーム球場の1塁側内野席でZ球団の主催するプロ野球の試合を観戦した。座席は、選択可能な内野自由席の中からXが選択した、Xは、観戦中ファウルボールの直撃を受け、右目を失明した。打球は、若干の弧を描きつつ低い弾道でスライドしながら飛来し、打撃後約2秒でXに衝突した。

Xは野球についてはほとんど知識も関心もなく、ファウルボールの危険性もほとんど理解していなかった。このようなXが本件試合を観戦することになったのは、Zがファン層を開拓するため、保護者の同伴を前提に小学生を招待する企画を立て、Aが観戦を希望したためにXが応募して抽籤に当たったためであった。

Xは、打撃の瞬間は見ていたが、その後のボールの動きを追っておらず、隣席のAと談笑していた直後に打球が飛来して避けることができなかった。

Xは、失明による後遺障害等につき、Yに対して土地工作物責任を、Zに対して債務不履行責任を根拠に、損害賠償請求をした。裁判所は、「本件当時、本件ドーム（特に本件座席付近）における上記内野フェンスは、本件ドームにおいて実施されていた他の上記安全対策を考慮すれば、通常の観客を前提とした場合に、観客の安全性を確保するための相応の合理性を有しており、社会通念上プロ野球の球場が通常有すべき安全性を欠いていたとはいえない」としてYの責任を否定した（今回はこの点は取り上げない）。

この事例において、どういう理由によればZの債務不履行責任を認めることができるか。

（参考判例はゼミのオりに紹介します）